

金山町はぴ福なび登録促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町在住の結婚を希望する独身者が公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構が運営するふくしま結婚・子育て応援センターの結婚マッチングシステム「はぴ福なび」(以下「はぴ福なび」という。)に入会するための登録料を補助することにより、独身者の出会いを支援し、未婚化・晩婚化の解消により本町における少子化対策の推進を図ることを目的として、金山町補助金等の交付等に関する規則(昭和43年金山町規則第11号)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点において本町に住所を有する者
- (2) 申請日時点の年齢が45歳未満の独身者
- (3) 申請日時点においてはぴ福なびを退会していない者
- (4) はぴ福なびの入会日又は更新日が令和8年4月1日以降の者
- (5) はぴ福なびに登録した者本人であること
- (6) 本町に定住する意思のある者
- (7) 金山町暴力団排除条例(平成24年金山町条例第14号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者
- (8) 町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していない者
- (9) その他町長が対象者として不相当と認めた者でない者

(補助の交付等)

第3条 補助金は、予算の範囲内において、登録料の実費額(上限10,000円)とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 金山町はぴ福なび登録促進事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式)
- (2) 登録料の支払いを証明する書類(領収書等)
- (3) 補助金の振込先の口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)

(補助金の交付)

第5条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者から既に交付した金額の全部を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和11年3月31日に廃止する。